

「愛知県困難な問題を抱える女性支援及びDV防止基本計画（仮称）」

骨子（案）

資料3

基本的事項

1 策定趣旨

- 「困難な問題(※)を抱える女性への支援に関する法律」（以下「女性支援法」という。）が2022年5月に成立、2024年4月1日に施行される。
- この法律において、都道府県は、国（厚生労働省）の定める「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」（基本方針）に即して、施策の実施に関する基本的な計画を定めることとされていることから、新たな計画を策定する。
（※）困難な問題：女性が女性であることにより直面しやすい問題
（例）DV・ストーカー被害、性暴力・性犯罪被害、予期せぬ妊娠、不安定な就労状況、経済的困窮 等

2 計画の性格・位置づけ

- 女性支援法第8条に基づく都道府県基本計画として位置づける。
- 本県における困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針や施策の実施内容を示す。
- 施策の内容に関連が深いことから「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3に基づく都道府県基本計画（愛知県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画）と一体的に策定する。

3 計画期間

- 基本方針に即して、2024年度から2028年度までの5年間とする。

策定にあたっての基本的な視点

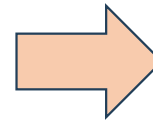
【法の基本理念の概要】

- 女性の抱える問題が多様化、複合化していることを踏まえ、それぞれの意思が尊重され、その福祉が増進されるよう、発見・相談・心身の健康回復、自立支援等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
 - 関係機関及び民間団体の協働により、早期から切れ目なく支援が実施されるようにすること。
 - 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資すること。
- ⇒ 女性支援法の基本理念を踏まえ、必要な施策を位置づける。

現状と課題

1 相談支援

- 女性相談センターの相談件数は減少傾向にある一方で、配偶者等からの暴力(DV)に関する相談は横ばい状態にある。また、DVの他、人間関係や住居、健康、生活困窮等、相談内容は多岐にわたっている。
(2018年度：11,483件(うちDVに関する相談1,152件)
(2022年度：10,792件(うちDVに関する相談1,169件))
- 警察でのDVに関する相談受理件数(全国)は増加傾向にある。
(2018年：77,482件 → 2022年：84,496件)
- 県内市町村のうち、女性の悩みごとやDVに関する専門の相談窓口を設置しているのは27市町である。
- DVに関する相談窓口の認知度は36.5%(2021年度)にとどまっている。
- DV相談が依然として多く、深刻な状況にある。
- 女性の抱える問題が複雑化、多様化しており、個々のニーズに応じて、関係機関や民間支援団体と連携を図りながら支援することが求められる。
- 各市町村において取組に差が見られることから、身近な相談窓口である各市町村における相談支援体制の充実が求められる。
- 相談窓口や利用できる施策の周知を強化する必要がある。



2 一時保護

- 配偶者、交際相手、家族等からの暴力を原因とする一時保護が約8割を占めており、緊急で安全確保が必要な場合を中心に実施されている。(2022年度：119件中95件(79.8%))
- 安全性、秘匿性確保等の観点から、外出や携帯電話等に関してルールを定め運用しているが、そのルールが支援対象者に支援を受けることを躊躇させる側面もある。
- 夜間や休日に一時保護を必要とするケースや、外国籍の方のケース、児童同伴のケースも多い。

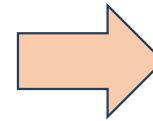
【一時保護件数】

2022年度：119件（参考 2018年度：157件、2014年度：253件）

夜間や休日の一時保護（2022年度）：26件

外国籍の女性の一時保護（2022年度）：25件

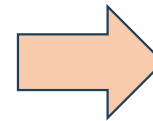
同伴児童も含めた一時保護（2022年度）：57件



- 支援対象者の安全確保のため、必要に応じて迅速かつ適切に一時保護を実施することが求められる。
- 支援対象者の多様なニーズを踏まえ、体制の充実や運用の検証、一時保護委託先のさらなる確保・活用、同伴児童への支援等を検討する必要がある。

3 自立支援

- 支援対象者の自立支援は、福祉事務所をはじめとした各福祉制度を所管する機関や入所施設（婦人保護施設、母子生活支援施設等）が主体となって実施されている。



- 民間支援団体を含めた関係機関相互の連携により、福祉サービスの活用や、居住支援、就業支援等、支援対象者の状況に応じて継続的に関わっていくことが求められる。
- 各地域で必要に応じて支援を円滑につなぐことができるネットワークづくりが求められる。

行政や関係機関、民間支援団体等が連携・協働しつつ、本人の意思を尊重し、相談支援、安全確保、自立支援までの切れ目ない支援を提供する体制の構築が必要

基本目標と施策の柱

1 基本目標

- ・ 困難な問題を抱える女性が、その意思を尊重され、自立した生活を営むことができる社会の実現
- ・ 個人の尊厳が尊重され、配偶者からの暴力を許さない社会の実現

【「自立」の考え方】

経済的な自立のみではなく、個々の状況や希望、意思、選択に応じて、必要な福祉サービス等を活用しながら、安定的に日常生活や社会生活を営むことを含む。

2 施策の柱

基本目標の実現に向けて、以下の観点施策の柱とし、必要な施策を位置づける。

1 包括的な相談支援体制の整備

女性支援の中核機関である女性相談センターの相談支援機能や、最も身近な相談先である市町村の相談支援体制の充実を図るとともに、民間支援団体等とも連携し、複雑化・多様化した課題に包括的に対応できる相談支援体制を整備する。

2 適切な安全確保・保護体制の整備

一時保護を迅速かつ安全に実施するとともに、対象者の心身の状況に配慮した一時保護体制の充実や関係機関との連携強化等、支援の幅を広げる取組を進める。

3 本人の意思を尊重した自立支援の推進

困難を抱える女性が、それぞれの意思を尊重され地域で安心して生活できるよう、福祉サービス等の利用支援、居住支援、就労支援等の自立支援を、関係機関との連携・協働により行う。

4 行政、関係機関、民間支援団体相互の連携、協働

相談支援や自立支援を円滑に進めるため、女性相談センターや各市町村、児童相談所、社会福祉施設、民間支援団体等による地域の支援ネットワークを構築する。

また、行政機関だけでは対応が行き届きにくい、きめ細やかで柔軟な支援を提供できるよう、民間支援団体との連携を促進する。

5 支援者の育成やDV防止等に関する啓発の推進

支援対象者に寄り添った適切な支援が提供できるよう、困難な問題の背景（国籍、出自、疾病、障害等）への理解を促進するとともに、相談支援に必要な知識・技術の習得等、支援従事者の資質の向上を図る。

また、広く県民に対して相談窓口や利用可能な施策の周知を図るとともに、DV防止に向けた啓発を実施する。

計画の推進

1 数値目標

施策の進捗状況を把握するため、数値目標を設定し、客観的に評価を行う。

2 進行管理

有識者や民間支援団体の代表者、行政機関等を構成員とする会議を設置し、施策の実施状況や数値目標の達成状況等を報告し、適切な進行管理を行う。